

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年11月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：6件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	所内蒸気系ドレン移送ポンプ（B）軸受アダプタ（カップリング側・反カップリング側）の点検において、軸受とスリーブの間隙値及びシャフトとスリーブの間隙値に許容値外れが認められたため、当該軸受アダプタを交換	G III	
2	5号機	タービン建屋換気空調系のタービン補機冷却系熱交換器エリア移送排風機の点検において、同排風機の入口及び出口伸縮継手（キャンパス製）に破損が認められたため、当該伸縮継手を点検・修理	G III	
3	5号機	タービン建屋換気空調系の空調機用還気温度指示調節計の点検において、計器精度外れが認められたため、当該温度指示調節計を交換	G III	
4	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）の潤滑油フィルタ（B）に差圧上昇傾向（詰まり気味）が認められたため、当該潤滑油フィルタを清掃	対象外	
5	6号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）用チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（3本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を取付け	G III	
6	その他	プロセス主建屋換気空調系の共用プール燃料貯蔵区域用給気処理装置の点検において、フィルタ止め金具の押さえ部及びフィルタ枠に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	G III	